

操明電子町内会規約

(位置付け及び事務所)

第1条 この会は、操明学区連合町内会に属する団体で、岡山市電子町内会の下部に位置し、事務所は会長宅に置く。

(目的)

第2条 パソコンや携帯電話等の情報機器を利用した地域コミュニティの活性化を図り、安全で安心して住める町内会の実現をめざす。

(事業)

第3条 本会は、次の事業を行う。

- 1) 操明連合町内会ホームページの運営及び利用に関すること。
- 2) 電子メールの一斉配信及びその受信に関すること。
- 3) 連合町内会役員・各種団体長・各町内会長等相互の電子メールによる伝達・連絡網の構築と運営に関すること
- 4) 地域住民の情報機器活用能力の向上に関すること。
- 5) その他、必要と思われる事業。

(組織)

第4条 本会は、学区住民の内、次に掲げるものを以って組織する。

- 1) 第3条に掲げる事業に積極的に関わる意志がある者。(役員)
- 2) 第3条に掲げる事業を円滑に行うために各町内会から選出された者(委員)
- 3) 第3条2)の事業に賛同して、メールアドレスを本会へ登録した者(会員)

(役職)

第5条 役員の中に次の職務を置く。

1) 役職

- | | |
|------------------------|-----|
| ・会長 | 1名 |
| ・副会長 | 若干名 |
| ・会計 | 1名 |
| ・監事 | 1名 |
| ・その他、会長が会の運営上必要と認めた役職。 | |

ただし、その役職の対象者は第4条に示す者に限定しない。

- 2) 役職の選任に当たっては、役員会で互選により推薦し、役員委員総会での承認を経て決定する。

(任務)

第6条 役員・委員は、それぞれ次の任務に当たる。

- 1) 会長は本会の運営を統括する。

- 2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合は代行する。
- 3) 会計・監事は会計事務及び監査事務を行う。
- 4) 役員は各事業に積極的に関わる。
- 5) 委員は当該町内会の立場で各事業に関わる。

(役職の任期)

第7条 役職の任期は2年とし再任は妨げない。

- 2 欠員が生じた時は役員会にて補充し、その任務は前任者の残任期間とする。

(役員委員総会)

第8条 役員委員総会は原則年1回とする。ただし、会長が必要と認めた時は臨時に開催する。

- 2 役員委員総会は会員の過半数で成立し、議事は出席者の過半数で議決する。ただし、可否同数の場合は議長が決する。
- 3 役員委員総会では、次の事項について議決または承認する。
 - 1) 事業報告・決算報告の承認
 - 2) 事業計画・事業予算の決定に関する事
 - 3) 役職の選出についての承認
 - 4) 規約の制定、改廃に関する事
 - 5) その他、この会の運営に関する事

(役員会)

第9条 役員会は必要に応じて会長の要請により開催する。ただし、年度末には1回は開催するものとする。

- 2 役員会は、状況の変化に即応し運営に関する事項を審議し、議決事項を総会に諮る準備を進める。ただし、緊急を要する事項については遂行する。
- 3 役員会は役員数の過半数で成立する。

(連絡、意見徴収)

第10条 役員・委員間の連絡及び会長による意見徴収等は、会の性格上できるだけ電子メールを用いて行うものとする。

(会計)

第11条 本会の運営は、操明連合町内会の配分金・その他の収入で行う。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(付 則) 規約制定 平成26年5月29日施行